

令和5年度 第1回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

令和5年8月3日
東京都保健医療局

(午後2時00分 開会)

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回東京都動物由来感染症検討会を開会いたします。委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

私、環境保健衛生課の動物愛護推進担当の鮫田と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、議事に先立ちまして、動物愛護管理専門課長の石本から一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いたします。

○動物愛護管理専門課長 東京都の保健医療局動物愛護管理専門課長の石本でございます。よろしくお願いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。令和5年度第1回の東京都動物由来感染症検討会の開催に当たりまして、事務局を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

昨年度の動物由来感染症に関するトピックでございますが、全国的に流行しました高病原性鳥インフルエンザが挙げられるかと思えます。全国で多くの鶏が処分され、国民生活にも大きなダメージを与えたということになりました。また、都内の動物園でも初めて高病原性鳥インフルエンザが発生し、約2か月間にわたって臨時閉園をするなど、都民の関心を集めたところでございます。

都は、こうしました動物由来感染症の脅威に対しまして、動物愛護管理推進計画に基づき、病原体の保有状況を調査し、正しい知識を都民に伝え、感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症の発生に備えた対応力の強化を図っているところでございます。

本日は、令和4年度の調査事業の最終結果と今年度の事業計画について報告させていただき、委員の皆様方からご意見、ご提言をいただき、より効果的な調査を実施してまいりたいと考えている次第でございます。

今回は昨年度に引き続きオンライン開催となっております。委員の皆様にはご不便をおかけすることがあるかと思えますが、限られた時間の中、委員の皆様の活発なご討議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。資料の表紙の次に検討会名簿がございますので、ご覧ください。

初めに、委員に交代がございましたので、ご紹介いたします。これまで委員にご就任いただいております今岡委員がご退任されましたので、新たな委員をご紹介したいと思います。

国立感染症研究所獣医科学部主任研究官、鈴木委員でございます。鈴木先生、一言お願いたします。

○鈴木委員 今ご紹介いただきましたとおり、前任の今岡より委員を引き継ぐことになり

ました、国立感染症研究所獣医科学部の鈴木道雄と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 お願ひいたします。

続きまして、佐藤委員のご退任に伴いまして、昨年度の第2回検討会に代理でご出席
いただいております高藤先生に、今年度より正式に委員に就任いただきました。公益
社団法人東京都獣医師会理事、高藤委員でございます。高藤先生、お願ひします。

○高藤委員 東京都獣医師会の高藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 よろしくお願ひします。

続きまして、健康安全研究センター微生物部長、貞升委員でございます。

○貞升委員 貞升です、よろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、都立墨東病院感染症科部長、中村委員
でございます。

○中村委員 墨東病院、中村です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、西多摩保健所保健対策課長、村上委員
でございます。

○村上委員 お世話になっております、村上です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局の紹介をいたします。出席者のみご紹介させていただきます。

感染症対策部防疫課、カエベタ課長でございます。手を挙げてカメラのほうを見てい
ただければ大丈夫です。

続きまして、健康安全研究センター微生物部、鈴木病原細菌研究科長でございます。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 鈴木でございます。よろしくお願ひ
します。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 同センター微生物部、長島ウイルス研究科長でござ
います。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科長 長島です。よろしくお願ひいたしま
す。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、同センター微生物部病原細菌研究科、
久保田主任研究員でございます。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 久保田でございます。よろ
しくお願ひいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 同じく、同センター微生物部ウイルス研究科、藤原
主任研究員でございます。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科主任研究員 藤原です。よろしくお願ひ
します。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 同センター微生物部食品微生物研究科、上原主任研

究員でございます。

- 健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科主任研究員 上原です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、動物愛護相談センターの田島所長でございますが、本日オンラインとなっております。
- 動物愛護相談センター所長 今日ではよろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 よろしく申し上げます。ありがとうございます。
続きまして、動物愛護相談センター、金谷多摩支所長でございます。
- 動物愛護相談センター多摩支所長 金谷です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、動物愛護相談センター、小林業務担当課長代理でございます。
- 動物愛護相談センター業務担当 小林です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 動物愛護相談センター、藤澤城南島出張所長でございます。
- 動物愛護相談センター城南島出張所長 藤澤です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、環境保健衛生課の米山動物管理担当課長代理でございます。
- 環境保健衛生課動物管理担当 米山です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 以上が事務局となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議についてご案内いたします。

本日はMicrosoft TeamsによるWEB開催となっております。あらかじめ本日の資料はメール及び郵送にて委員の皆様にお送りしております。議事次第、資料一覧、委員名簿などについて、不足等はありませんでしょうか。

また、マイクは原則オフにさせていただきまして、ご発言いただく際には手を挙げるボタンですとか、実際に手を挙げていただいたりとか、マイクをオンにして、ご発言いただきたいと思っております。

続きまして、検討会の座長につきましては、昨年度まで貞升委員にお願いしておりました。今年度におきましても、貞升委員に座長をお願いできればと思っておりますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(異議なし)

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。それでは、貞升委員に座長をお願いしたいと思います。
- 貞升座長 貞升でございます。改めましてよろしくお願いいたします。健康安全研究センターの貞升でございます。

それでは、議事に入らせていただく前に、この会の運営について、再度、事務局から

ご説明をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、ご説明いたします。

本検討会は、原則公開となります。資料及び議事録についても公開することとなっております。あらかじめご承知おきください。

それから、この会議については、ホームページで会議の案内を告知させていただいております。本日は傍聴される方はいらっしゃいません。

以上でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題1、令和4年度動物由来感染症調査実施結果について、1から4までの事項につきまして事務局からの報告を受け、皆様方からご意見を頂戴いたしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、鮫田のほうから資料に沿って説明させていただきます。

令和4年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査結果について、まずご説明させていただきます。資料は資料1-1と1-2になります。

まず、資料1-1ですが、動物取扱業の販売業、いわゆるペットショップにおける調査結果になります。調査対象ですが、東京都内で販売業の登録を受けている第一種動物取扱業者のうち8施設を対象としまして、そこで販売されている犬46頭、猫32頭、合計78頭について病原体保有実態調査を行いました。詳細の内訳については、資料をご覧ください。

調査の実施期間につきましては、資料のとおりです。

それから、4番、検査項目及び検査方法につきましては、まず、飼養実態調査については、飼養状況についての聞き取りを行っております。

次に、病原体保有状況調査でございますが、検査項目、検査方法については、表1にありますとおりです。

それから、5番の検査の実施機関ですが、健康安全研究センターのほうで検査を依頼しております。

続きまして6番、結果のところですが、調査をしました8施設の飼養管理状況が表2のとおりになっております。施設F、Gのところでは、一部に体調不良の個体がおりましたが、表の一番下でございますとおり、従業員の体調不良というものはありませんでした。

それから、(2)病原体保有状況調査ですが、まず、表3が糞便検査の結果になります。こちらで陽性となった項目はサルモネラ属菌、毒素原生大腸菌(ETEC)、病原血清型大腸菌(EPEC)、ジアルジア、こちらが検出されております。なお、検出されたジアルジア、犬猫合わせて14検体の遺伝子型につきましては、表5と表6にござ

いますとおり、ジアルジアのC、D、Fとなっております。

続きまして、被毛の検査結果が表4になります。犬で3検体、猫で5検体から皮膚糸状菌が検出されております。また、前回の令和4年度第2回の検討会でもご報告させていただきましたが、表6の下に記載がございますが、今回の検査対象の病原体ではありませんが、施設Cの犬猫の被毛検査において、*Aspergillus flavus* が検出されております。

次に(3)陽性個体への対応状況でございますが、これらの病原体が確認された各施設におきましては、獣医師による診察、治療などが行われております。再検査についても案内をしておりますが、特に希望はございませんでした。

以上が資料1-1に関する説明でございます。

続きまして、資料1-2のほうでございます。こちらは動物取扱業の展示業における調査の結果でございます。対象としましては、具体的には、動物園のふれあい展示に供されている動物についての調査を行っております。

2番の調査対象のところですが、動物園Aにおきまして、ふれあい展示に供されている動物の糞便を対象に調査を行っております。

3番に対象施設別の検体数でございますが、ヤギ3頭、ヒツジ5頭となっております。調査期間は記載のとおりです。

5番の検査項目及び検査方法につきましては、サルモネラ属菌と病原大腸菌について検査を行っております。

6番、実施機関でございますが、こちらも健康安全研究センターの各研究室に検査を依頼しております。

続きまして、7番の結果のところでございますが、表2-1のとおり、ヤギ1検体及びヒツジ4検体から腸管出血性大腸菌が検出されております。ペロ毒素のところは、表2-3で、2検体でVT1、3検体がVT2となっております。

薬剤感受性試験結果につきましては、表2-4のところ、いずれも検査した16薬剤全てに感受性を示しております。

8番の調査結果への対応の部分でございますが、陽性となった5頭につきましては、厚労省のガイドラインなどに基づきまして、抗菌薬を5日間投与して、終了後に連続して二日間の糞便検査を行いました。今回は施設の構造上、陽性個体を隔離することが困難ございましたので、最初の検査で陰性だった個体も含めて再検査を実施して、結果は全頭で陰性となっております。

9番の動物園の対応のところでございますが、通常から手洗い場でのポスター掲示や、消毒薬の設置などを施設のほうでは行っておりますが、引き続き、動物の飼養管理・健康管理を徹底するよう助言して対応を終了しております。

動物取扱業の調査については以上となっております。

○貞升座長 ありがとうございます。第一種動物取扱業販売並びに展示についての調査結

果でございます。販売のほうは動物、犬猫に関してです。ジアルジア、E T E C、E P E C等が取れているということと、あとは展示に関しましては、ヤギ、ヒツジにおけるE H E C、その辺の状況が出ている状況でございます。皆様方、質問等ございますでしょうか。コメント、質問よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

販売業のジアルジアに関しましては、遺伝子型が複数取れているんですけども、ちょうど人獣共通感染症の型であるものは、取れていないというところでございます。犬特有あるいは猫特有ということでございます。

それから、被毛のほうで調査とはちょっと違うんですけども、*Aspergillus flavus*がちょっと取れたというのが特記事項としてございます。

展示のほうに関しましては、E H E Cが取れたんですけども、それに関しましてガイドラインに基づいて治療を行ったということで、あとは人との接触に関しまして注意喚起もされたということですが、先生方、いかがでしょうか。

高藤先生、よろしくお願ひします。

○高藤委員 はい。

このヤギとヒツジで病原大腸菌が出た形というのは、症状はあったんでしょうか。

○貞升座長 この辺、事務局はいかがでしょう。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 今回、症状が出たという話は特に聞いておりません。健康体だったと把握しております。

○高藤委員 前も質問があったかもしれないですけど、その健康体に関しても、やっぱり抗生剤の投与というのが妥当なのかどうかというところがちょっと気になるんですけども。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 事務局としては、前回もいただいたお話のところ、また委員の先生方にもちょっと聞いたり、事務局でも検討しているところですけども、確かに抗生剤の薬剤耐性菌の問題の部分であったりから、健康の個体に除菌薬、抗菌薬投与するという点につきまして、いろいろ多分意見が出てくるころだとは思ひ。特に明確な定めがガイドライン等で示されて、無症状の展示動物に対して治療する・しないという明確な基準とかはない。期間を限って抗菌薬を投与しているというところであったり、ふれあいに供するという部分がありますので、やっぱり大腸菌、腸管出血性大腸菌を持っているということが把握できているまま、じゃあ気をつけて展示再開していいですよというわけにも、こちらとしても、お願ひにはなるんですけども、なかなかすんなりいいですよというわけにもいかない。再検査して陰性だったらいいですよというところも、なかなか期間を、1か月空けたら菌が落ちているのか、出ないのかと言われると、なかなか難しいところがありますので、施設側の任意の協力にはなりますけれども、期間を定めて抗菌薬を使わせていただいて、除菌するという形が、やはり現状ではふさわしいやり方かなというところで、今回治療させていただいております。

○貞升座長 ありがとうございます。なかなか難しいところで、全体的な薬剤耐性菌の政

策としてはとても難しいところもあるんですが、実際ふれあい動物という子供が触るということもありまして、多分苦肉の策であるので、またこの会においても、いろいろなご指摘いただきながら、いろんな着陸点というか、そういうのが必要かなと思いました。

ほかに、先生方、いかがでしょうか。

どうぞ、村上先生。

○村上委員 すみません。ふれあい動物の動物園AのヤギとヒツジのEHECの件で、昨年度の第2回でも同じような事例があったと思うんですけど、都内に、この動物園Aというのは、同じ場所ですか。それともランダムに選ばれて、いろいろなところで同じような状況なのか、ちょっとそれが知りたいです。

○貞升座長 いかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 昨年、令和4年度の第1回目のご報告のときということでもよろしいですか。村上委員。

○村上委員 すみません。今手元にあるのが、令和4年度第2回の資料の1-2で、同じように、ヤギとヒツジで計5件のEHECが出た議論があったなと記憶しているんですが、その件です。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 分かりました。ありがとうございます。

結論から言うと、同じ施設で同じ話になっております。令和4年度の第2回では、中間報告という形でさせていただいて、実際、展示業はもうその時点では終わっていたので、今回は最終報告という形になるので、大変申し訳ありません。説明がちょっと不十分だったかもしれませんが、昨年度の令和4年度第2回とこの展示業をやっているのは、同じ話を再度させていただいているという感じにはなっておりますので、全く同じ施設というところが一つあるのと、あと、この展示業の調査につきましては、例年施設を全く新しいところだけやっているかと言われると、都内のこういうふれあい展示をやっている施設が限られておりますので、数年に1回は同じところに回ってくることはあるんですが、原則毎年、例えば2年連続で同じところという形ではないという形になっております。

○貞升座長 ありがとうございます。今回、3月の結果をもう一回お出ししているということになると思いますが、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

もしよろしければ、また後ほどでも構いませんので、では先に進めさせていただきたいと思います。

それでは次の調査について、ご報告よろしくお願いたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、資料2の令和4年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果についてご説明いたします。

こちらは動物病院にご協力いただいて実施しております、二つの調査から成る事業でございます。

一つ目がモニタリング調査で、動物病院での診断状況を報告していただいて、取りま

とめを行っているものでございます。

二つ目がサンプリング調査でございます。こちらは動物病院に来院した動物から検体を採取して、ターゲットとしている病原体の保有状況を調査するものとなっております。

2番のところに事業の概要のフロー図が載っておりますが、事業の一部を東京都獣医師会の方に委託して行っております。

検査につきましては、民間の検査機関、それから必要に応じて、健康安全研究センターで実施してございます。

まずは、モニタリング調査の部分からご説明いたします。実施期間などは資料のとおりでございます。調査対象とする項目ですが、犬と猫で最後の1行のところだけ違って、犬ブルセラ症は犬のみ、トキソプラズマは猫のみが入っております。

調査方法のところですが、指定した動物病院20病院における、月ごとの診察頭数と感染していると診断した頭数の報告を受けるという方法で行っております。

続きまして、サンプリング調査のところですが、実施期間は資料のとおりでございます。調査対象及び検体数のところですが、対象とする病原体が二つありまして、一つ目が大腸菌、こちらが病原体定点としている6病院におきまして、飼い主から了承を得られた犬の糞便87検体、及び猫の糞便が76検体、合計163検体を対象としております。

二つ目がSFTSウイルスで、病原体定点6病院におきまして、犬または猫の口腔スワブ6検体を対象としております。

調査対象とする病原体及び調査方法ですが、大腸菌につきましては、病原体定点の病院から検査機関に検査を依頼して、大腸菌が検出された場合は、健康安全研究センターに菌株を送付して、腸管出血性大腸菌と薬剤耐性大腸菌につきまして検査を実施しております。

SFTSウイルスにつきましては、健康安全研究センターで検査を実施しております。

続きまして、調査結果になります。まず(1)モニタリング調査結果でございますが、実施頭数と内訳は資料のとおりとなっております。区部と多摩とそれぞれ分けて記載してあります。

次に、アのところが犬の診断状況で、表1に内訳を記載しております。こちらが多分前回の、令和4年度第2回のときには、中間報告という形で途中までだったものが、最後まで、3月まで追加されております。こちらの表1の下のほうに総計が出ておりまして、陽性となった個体は皮膚糸状菌症、回虫症、コリネバクテリウム症となっております。参考としまして、一番下のところに令和3年度の結果が入っております。

次に、イのところが猫の診断状況の結果でございます。表2のところで、陽性となった個体は皮膚糸状菌症、疥癬、回虫症となっております。

続きまして、(2)のサンプリング調査のところでございますが、検体数や内訳は資料のとおりです。表3のところで、大腸菌の調査結果となっております。犬の総計の部

分で調査した87検体中73検体で大腸菌陽性となっております。猫については、76検体中58検体で大腸菌陽性となっております。

検査機関で大腸菌陽性となった大腸菌の菌株について、健康安全研究センターで腸管出血性大腸菌のベロ毒素遺伝子の有無を確認するとともに、薬剤感受性試験を実施しております。

まず、腸管出血性大腸菌ですが、表4に記載しておりますとおり、検査した犬猫の菌株、いずれからもベロ毒素遺伝子は検出されませんでした。

薬剤耐性菌の検出状況ですが、犬については28株、猫は25株から薬剤耐性菌が検出されております。

表5と表6ですが、犬と猫の薬剤感受性試験結果のうち、薬剤耐性菌が検出された株のみ抜粋して記載しております。

続きまして、(3)のところでSFTSウイルスの検査結果となっております。検体数の内訳は記載のとおりですが、6検体全てでSFTSウイルス遺伝子は検出されておられません。

以上が令和4年度の結果でございます。

- 貞升座長 ありがとうございます。動物病院における動物由来感染症モニタリング事業のご説明でした。犬あるいは猫の診断状況、それから、サンプリング調査としては、大腸菌の結果、EHECはなかったということです。それからSFTSウイルスの遺伝子検査をしている状況ですけれども、それも陰性だったということですが、これに関しましてご質問、コメント等ございますでしょうか。先生方、いかがでしょうか。

鈴木先生、どうぞ。

- 鈴木委員 これはちょっと素人的な質問かもしれないですけれども、大腸菌の検出数というか率がありますよね。これが例えば、大体70、80%なんですけれども、大腸菌、これはあくまで分離でやっているからということで、基本的にはこれ、いないということはないと考えていいんですよね。

- 貞升座長 よろしいですか。この辺に関して久保田さん、いかがでしょうか。

- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 常在菌もちろん引っかけていますので、その中で薬剤耐性が常在しているのはどれぐらいかという意味も込めまして調査していますので、基本的に大腸菌はいつでもどこでも腸内にいると思いますので、その辺りは引っかけられていると思います。だからパーセンテージも大きいと思います。

- 鈴木委員 そうですよ。ですから、これあくまで一番上の表3の数字は全体なので、大腸菌全ての、いわゆるホールの大腸菌全部捉えているので、分離でやると、ほぼほぼ基本全ての犬猫にいるんだけれども、実際テクニカルなあれもあるので、取れてくるのがこの確率になるという理解で。

- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 そのとおりです。

○鈴木委員 そのうち重きを置くべきものが検出されるか、されないかは、また別の話と
いうことで。分かりました、理解いたしました。ありがとうございます。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 一応、民間の検査会社
で糞便の検査をしていただいている、それで取れた菌株を健康安全研究センターに送
っていただいているというような仕組みになります。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかに先生方、いかがでしょうか。どうぞ、中村先生、よろしくお願いします。

○中村委員 はい。事務局か獣医の先生方かになると思うんですけど、今薬剤耐性の大腸
菌が出ているということですが、ちょっと素朴な疑問というか、これは一体どこから来
ているのかと。例えば家禽とか家畜ですと、生産するのに抗菌薬使ったりとかして耐性
菌を持っているというのが問題になっていると思うのですが、これ犬とか猫とか、愛玩
動物の耐性菌というのはどこから来ているのでしょうか。

○貞升座長 ありがとうございます。とても難しい質問ですが、これは久保田さんのほう
からお願いします。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 今恐らくですけど、い
ろいろな研究機関の情報を集約したりとか、いろんな研究機関が調べている最中ので、
これとってはっきりと言いづらいところはあるんですけども、普通の考え
方としてはやっぱり、人と接しやすいペットとかは、少し人とのリンクは、ほかの家
畜であるとか、環境中の動物であるとかよりは近いのではないかというふうには思い
ます。

○貞升座長 恐らく環境から来ているものも、もちろんありますけども、人から来ている
のも、どうもあるんじゃないかと。ただ、なかなかそこまでのデータがまだそろって
いない状況で、どうも毎年そういった状況が少しずつ変わるみたいなので、これと
いったものがないようなところが、私自身としては受け取っています。では販売業のほう
なのかというのと、またそうでもないというので、また集計しつつ、調査結果がまと
まりましたらまたご意見等頂戴したいと思っている次第でございます。ありがとうございます。

○中村委員 ありがとうございます。

もう一つ、すみません。SFTSの動物からの検査に関してですけど、SFTSウイ
ルスは御存じのとおりというか、やっぱり野生動物から来ていて、媒介するダニの調査
とのリンクも必要だと思うんですけど、この委員会でする・やらないは別として、何か
そういう、例えば人に食いついていたダニからSFTSが出ているとかというデータが
あれば、参考としてリンクさせて出されるといいのかなと思いますが、いかがですか。

○貞升座長 ありがとうございます。これに関しては長島科長、よろしくお願いします。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科長 ありがとうございます。201

9年に長崎県から帰京後にSFTSを発症した例が、東京都での最初のSFTS患者報告です。その後の患者報告はなく、都内で人についたダニからSFTSVが検出された事例はありません。SFTSはダニ媒介性感染症ですので、ダニの調査も含めて実施していければと思っております。

○中村委員 そうですね。SFTS、旅行先で感染したというのが東京都の事例ですけど、そうじゃなくて、例えば富山とかその辺りでも、地元で刺されて感染したという事例が出てきているので、東京も特に多摩とか、その辺りは気をつけなきゃいけないかもしれないので、そういう情報もあるといいかなと思いましたが、発言させてもらいました。

○貞升座長 ありがとうございます。数年前までは奥多摩のほうで採れたダニについて調査をしていたことがあるのですが、その中にはSFTS入っていなかったかもしれないんですが、今のご提案とても重要だと思いますので、恐らく来年度になってしまうかもしれませんが、少しずつそういった研究も、この事業とはちょっと違うかもしれませんが、健安研のほうで動き出す可能性もありますので、もし動かした場合にはこの会でも共有させていただければと思っております。

○中村委員 ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。ありがとうございます。

ダニの感染症に関しましては、この間オズウイルスというのが出てきて、ただ、その病原体が人とどう絡むのかというのなかなかまだ明確ではないみたいなんですけども、やはりダニに咬まれるというのはかなり、都内では奥多摩のほうとか、あるいは場合によっては島のほうだと思うんですけども、引き続きいろいろな観点からご意見いただければ、とてもありがたいと思います。

それでは、次行ってもよろしいでしょうか。では、次の調査について報告をよろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、令和4年度動物愛護相談センターの動物由来感染症調査結果につきまして、城南島出張所長の藤澤からご説明いたします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 令和4年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査結果についてご説明します。資料の3をご覧ください。

1、犬と猫の寄生虫調査についてですが、こちらは毎年継続している調査となります。犬9頭（延べ検体数9）、猫37頭（延べ検体数67）の直接法、浮遊法による糞便検査と、犬9頭、猫8頭の解剖検査による虫体確認を行いました。糞便検査は日にちをおいて数回行った個体があるので、延べ検体数を示させていただいています。なお、動物愛護相談センターで虫卵や虫体の同定が困難な場合は、健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科寄生虫研究室に同定の協力を依頼することとなっております。

結果は表のとおりです。令和4年度第2回の検討会の報告資料からは、猫が1頭増えていることとなります。

糞便検査では、犬9頭のうち1頭から鞭虫卵を検出しております。猫は37頭のうち

12頭で寄生虫を検出しています。内訳は、回虫7頭、イソスポラ属8頭、瓜実条虫1頭、マンソン裂頭条虫1頭、糞線虫1頭です。糞便検査を実施した猫のうち5頭で寄生虫の重複感染を認めています。猫回虫及びイソスポラ属の感染が3頭、イソスポラ属、マンソン裂頭条虫、糞線虫の感染が1頭、猫回虫と瓜実条虫の感染が1頭という内訳となります。

続きまして、解剖検査による虫体確認の結果ですが、こちらは第2回の感染症検討会、昨年度報告からは変わっておりません。犬3頭のうち2頭に犬糸状虫、1頭に瓜実条虫を認めています。猫からは何も検出されませんでした。

続きまして2番、狂犬病ウイルス検査のための安全で簡便な検体採取方法の検討の結果です。

センターでは、狂犬病発生時の対策として、確定検査のための脳摘出、検査材料の採材の訓練・研修を行っています。令和4年度は、犬8頭、猫8頭を用いて狂犬病の検体採取を行いました。検体採取は、DVD教材「狂犬病検査に必要な解剖方法（安全で簡便な脳の取り出し方の一例）Ver2」というものがあるのですが、そちらに基づいて行い、職員の技術の習得と向上は図ることができたのですが、新たな方法の検討には至らなかったという結果になっております。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査結果です。糞便の検査、あるいは解剖検査における虫体確認等の寄生虫の検査と、あと狂犬病ウイルス検査のための検体採取方法の検討でした。コメント、ご質問等ございますでしょうか。先生方、いかがでしょうか。

これ、一つ質問してもよろしいですか。新たな方法の検討というのは、何か具体的なアイデアがあるでしょうかというところ。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 実際に研修や訓練をやっている中で、この方法がいいのではないかなというふうなものが見つかりましたら、そちらをちょっと極めていって形にしたいというふうに思っておったのですが、なかなか技術の継承にとどまってしまったというところです。

○貞升座長 タヌキとか後でまた出てくると思うんですが、そういった野生動物の脳の件数もあまり犬猫とは変わらないのでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 タヌキに関しましては、狂犬病調査ということで別枠を立てて行っています。なので、タヌキの検体の入手から手法に関しての検討はセンターの内部ではちゃんとできないというのがあります。

○貞升座長 そうですね、ごめんなさい。

先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、また後ほどでも構いませんので、次の報告をよろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、令和4年度狂犬病調査事業についてご説

明いたします。資料は4ですね。

厚労省の実施要領に基づきまして、都内の犬と野生動物を対象とした調査を実施しております。まず、下のA群からC群の表でございますが、A群の犬のところでは、狂犬病の届出があって検査対象とする犬ですとか、センターに咬傷犬として収容されて、健診期間内に死亡したような緊急性の高いものがA群となっております。野生動物ですと、咬傷事故を起こした後で捕獲されて致死処分となったような個体が対象になります。A群に該当する場合は、緊急に対応するという形になります。

B群につきましては、犬ではセンターで収容されて、何かしらの異常で譲渡不適として致死処分になった個体ですとか、野生動物ですと、衰弱した状態で保護されて致死処分となったものが該当してきます。

C群につきましては、センターに収容された後で行動に異常はないけれども、譲渡不適として致死処分とされたもの。野生動物につきましては、有害鳥獣として捕獲されたものが対象となってきます。

令和4年度につきましては、犬はB群が1頭、C群が4頭の計5頭、野生動物についてはタヌキ2頭、アライグマ1頭を検査しております。

犬のB群のところの1頭ですが、こちらはセンター収容後に自然死した個体となっております。

続きまして2の調査実施機関のところですが、犬については、脳からの検体採取は動物愛護相談センターで行って、健康安全研究センターで遺伝子検査を行っております。野生動物につきましては、検体採取から遺伝子検査、抗原検査のところまで、健康安全研究センターと環境保健衛生課と動物愛護相談センターの三者で実施しております。野生動物の検体ですが、環境局の自然環境部計画課というところから提供していただいたものとなっております。

3の調査結果のところですが、前回の検討会でまだ検査中という形でご報告しておりましたが、表1のとおり、いずれも陰性となっております。

以上が昨年度の結果でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。犬5頭、それから野生動物3頭の検査結果で全て陰性ということでございます。かなり前に台湾のほうで野生動物から狂犬病ウイルスが取れたということがありましたけども、都内では少なくともそれが無いというところでしょうか。引き続きよろしく申し上げます。

それでは先生方、ご質問、コメント等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

高藤先生、どうぞ。

○高藤委員 その台湾で、恐らく13年から19年までの間に、野生動物とペット合わせて1万頭近く、9,000幾つかという数の調査をしていたと思うんですね。6年間ぐらいでたしか800ぐらいのアナグマだとか、そういうところから出ている。ちょっと数が、もう少し増やしたほうが、後は野生動物からというのをもうちょっとやったほう

がいいのかなというような、2013年とかの台湾の経緯というのを考えると、もうちょっと積極的な調査みたいなものが必要なかなというように感じています。

あと、先ほどのSFTSに戻りますが、野生動物での調査というのも、ダニだけではなくて、野生動物の調査というのも、もうちょっと積極的にやると、近い将来出るんだろうなというふうに感じています。

○貞升座長 ありがとうございます。これに関しては。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ご意見ありがとうございます。まず野生動物の検体数を増やすという、狂犬病の検体数のところでございますが、以前、すごく小さい話なんですけど、以前2頭程度で、環境局から検体をいただいてやっていたものを、1頭だけになるんですけど、増やしてやり始めたというのが、たしか令和4年度になっているかなと思っています。なので、確かに非常に少ない数で、本当に日本での野生動物の浸潤状況というところを踏まえると、もっと増やすというところでしょうが、なかなか急に増やすということも、ちょっと難しい部分はあるんですが、今後も検体数、1増えたというところもあります。引き続き増やせるかどうか、環境局とも調整を進めていきたいと思えます。

それから、野生動物の例えばSFTSの検査とかも同じ話にはなるんですけども、ちょっと局をまたいでというところになってくるので、引き続き調整のほうはさせていただければと思います。ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。事務局もかなり頑張ってくださいいて、四、五年前に比べると相当入ってきていますので。ただ、今の先生方のご意見いただきまして、恐らくまた先に進んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の第一種動物取扱業から動物病院モニタリング、それから動物愛護相談センター、それから狂犬病も全てで構いませんけども、ありますでしょうか。改めましてもし質問等ありましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

鈴木先生、よろしく願いします。

○鈴木委員 すみません。ちょっとしつこいようなんですけども、さっき私が質問させていただいた、この犬猫の大腸菌の調査結果のところなんですけど、すみません。私も今回初めて参加させていただいて、緊張があるので、うまく伝えたいことを伝えられていなかったです。要するにこれ、本来犬猫であれば、我々もですけど100%多分持っているじゃないですか、大腸菌。なので、陽性率という言葉を変換すると、これは一般の方にも公開されている資料だとお聞きしたので「2割の犬猫って大腸菌を持っていないんだ」と思ってしまうんじゃないかということをお私思ったんですね。なので、これはあくまで、検体数に対してこれだけの菌株が取れて、これを検査で使えます。要するに現在使える菌株がこれだけ得られましたよということを示したいということであれば、陽性率という言葉使わないほうが誤解を招かないんじゃないかなというのがちょっと言いた

かったんですよね。例えば分離率と言うとか、もう率は出さないで株数これだけ取れましたとだけ言うというほうが、変な誤解を招く懸念がなくなるかなというのが言いたいことだったんです。すみません。

○貞升座長 ありがとうございます。とても貴重なご意見ありがとうございます。恐らく多分そのとおりだと思います。

文言についてはちょっとまた調整させていただきますが、検出率、陽性率ではなく分離率といった言葉に、その意見で調整させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

また最後ありますので、取りあえずないようでしたら事務局が、ただいまのご意見の検討内容を踏まえていただいて、調査結果の取りまとめやホームページへの掲載の対応をぜひよろしく願いいたします。

それでは議題の2のほうに移りたいと思います。令和5年度動物由来感染症調査計画について、1から4までの事項を事務局からご説明をよろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、令和5年度の調査計画につきまして、前回の令和4年度第2回の検討会でご意見をいただきまして、それに基づいて現在事業を開始しているところでございます。委員の先生方も変わられたということもありますので、各事業についてご説明をさせていただきます。

まず、令和5年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画のところで、資料5のところになります。こちらが販売業と展示業について、まとめて資料5のところに書いてありますが、次のページで販売業、その後展示業の詳細を記載しております。

別紙1の販売業のところですが、内容は令和4年度と同様の調査計画となっております。

2番の対象業者のところですが、都内の販売業者、10から15施設程度やるというふうにしております。

3番の対象動物及び検体数のところは、犬猫の糞便と被毛、4番の検体数は合計80検体を予定しております。

実施期間から検査項目、検査方法はご覧のとおりとなっております、令和4年度と同様となっております。

10番の陽性検体検出時の対応のところですが、こちら事業者に対して、利用客への注意喚起、それから飼養施設の洗浄・消毒、従業員の健康観察などを指導することとしております。それから動物につきましては、動物病院で受診ということと、再検査につきましても希望があれば行うという形をとっております。

それから検査結果の取扱いのところですね。こちら、検討会の場で、この場で報告させていただくとともに、動物取扱業者に対して情報提供を行っていくという形でございます。

続きまして、別紙2の展示業のところでございます。2番の調査対象施設につきまして、令和4年度と同様に、ふれあい展示を行っている動物園1施設で調査を実施という形になります。

実施期間及び規模につきましては、既にこれ始まっておりますが、ご覧のとおりとなっております。

検査項目や検査方法などにつきましては、令和4年度と同様となっております。

それから、陽性検体検出時の対応としましては、動物の治療や施設の消毒、利用者に対する手洗いの注意喚起などについて指導することとしております。

検査結果の取扱いにつきましては、検討会で報告するとともに、業者への情報提供という形を行ってまいります。

動物取扱業に関する説明は以上となります。

続きまして、令和5年度の動物病院における動物由来感染症モニタリング事業計画のほうもご説明させていただきます。

昨年度に引き続きまして、モニタリング調査とサンプリング調査を実施してまいります。モニタリング調査は、令和4年度と同じとなっております。令和5年度につきましては、大腸菌とSFTSという検査項目は同じですけれども、検体数を変更しております。

SFTSですけれども、これまでの6検体から、今年度については1病院辺り3検体、計18検体に増やして検査を予定しております。期間としては9月から11月まで、6病院でひと月に1検体ずつ実施する予定です。

それから、SFTSの検体数を少し増やした関係で、大腸菌の検体数は若干減らしてありますが、犬猫の糞便各78検体、合計156検体について検査を実施予定です。

続きまして、令和5年度の動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査事業について、藤澤のほうからご説明いたします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 資料7をご覧ください。令和5年度の動物愛護相談センターの動物由来感染症調査計画をご説明します。

本調査は、都内における動物由来感染症の動態を把握するため、実態調査を行い、結果を都民や動物取扱業者に還元し、動物由来感染症の発生防止を図り、都民の安全確保及び飼い主・動物取扱業者の適正な動物飼養管理の充実に資することを目的としております。

今年度の調査項目です。

(1) 犬及び猫の寄生虫調査を継続して行います。調査規模は、犬5頭、猫50頭を予定しております。検査方法につきましては同様でして、糞便検査と解剖検査による心臓、消化管内の寄生虫の調査を城南島出張所で行います。なお、城南島出張所のほうで虫卵及び虫体の同定が困難な場合は、健康安全研究センターのほうに同定の協力をお願いすることとします。

続きまして(2) 犬及び猫のSFTSウイルス遺伝子モニタリング調査を行います。

こちらは、都内におけるSFTSの感染リスクを把握するために、平成30年度から令和2年度まで、犬猫の血清と唾液を用いたウイルス遺伝子検査を行っていましたが、陽性の個体は認められていません。今年度、間があきましたけれども、収容された犬及び猫の口腔拭い液を用いまして、リアルタイムPCRによるSFTSウイルス遺伝子検出検査を行います。

調査規模は、犬及び猫の口腔拭い液、犬5頭、猫50頭程度を予定しております。

検査方法については、リアルタイムPCR法によるウイルス遺伝子の検出を健康安全研究センターの微生物部ウイルス研究科で行う予定です。

対象の動物は、負傷動物が中心となる予定です。

これらの結果については城南島出張所のほうでまとめまして、動物愛護相談センターが開催する調査研究発表会で発表します。また、こちらの動物由来感染症検討会に報告し、内容を精査いただいた後、都民や動物取扱業者を対象とした普及啓発資材としても活用する予定です。

以上です。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは次に、令和5年度狂犬病調査事業についてご説明いたします。資料8になります。

狂犬病の調査につきましては、基本的には令和4年度と同様に行ってまいります。

(2)の調査対象のところですが、A群、B群、C群につきましては先ほどと同様です。

(3)の調査規模のところ、A群につきましては、危険度が非常に高いもので、その都度緊急に検査を行うという形になっております。B群及びC群につきましては、犬では5頭程度、野生動物につきましては3頭程度となっております。

3の調査結果の取扱いのところでございますが、実施要領に基づきまして結果を厚労省のほうに報告する形になっております。また、本検討会でも報告させていただきます。

4番の陽性時の対応のところですが、もし陽性だった場合には、狂犬病予防法に基づく届出や報告、それから国のガイドラインに準じて、積極的な疫学調査などを行って清浄化までの対応を行っていくという形になります。

令和5年度の計画につきましては以上でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。まとめますと、令和4年度とほぼ同じような検査・調査をするんですけども、その中で少しSFTSに関しまして検査の数が増えるということでございます。

以上、令和5年度の動物由来感染症調査計画に関しまして、コメント等ございますでしょうか。ご質問、コメント等ございますでしょうか。

どうぞ、高籾先生。

○高籾委員 お願いします。

動物病院のサンプリング検査についてなんですけれども、SFTSの口腔スワブ。ど

うしてもこれ、僕たち口腔スワブを犬か猫で採ってくれと言われたら、犬のほうが楽なので、犬になっちゃうんですね。実際にリスクがあるのって、外に出る猫のほうが一番リスクあると思うんですけど、こういうふうに書かれると、外に出る猫の口腔スワブって一番僕たち採りたくないんですよ。なので、結局リスクの低い個体から口腔スワブを採っちゃっているんじゃないかなって。僕自身もこう言われたら多分犬のペットの、室内犬のおとなしい個体の口腔スワブを採ろうかなというような。ちょっとそこにバイアスというか何か、ちょっとかかっているのかなというような気がしております。

○貞升座長 ありがとうございます。これはどのようにすれば採っていただけるでしょうか。

○高藤委員 外に出る猫とかにしちゃったほうが、外飼いの猫と言ってもらえれば、もうそれで採るけれどもみたいな感じですが、犬か猫の口腔スワブと言われると、おとなしい個体を採っちゃおうみたいな。

○貞升座長 逃げ道を塞いじゃうみtainな形ですかね、そうすれば。

○高藤委員 そうですね。外に出る猫と決めちゃったほうが、もうそれはそれで、やるかとなる。中には亡くなりそうな個体だとか、すごく本当にリスクが高い個体のものを採ったほうが確実だろうなと思うんですけど、そういう個体たちなら採れるし。なので、言っていただければ、そういう形で採ったほうがいいのかというような気がしております。

○貞升座長 事務局、いかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 貴重なご意見、ありがとうございます。

多分、これを始めたときには、実際S F T Sが出たときの、例えば検体の輸送の手順とかの確認という、検体採取からという意味も込めて始めた部分があるかと思うんですけども、なかなか多分そこまで限定していいものかどうか決め切れていなかった部分があると思いますので、調整をすれば、東京都獣医師会さんとそこまで決めてやっていいかというところを、今後調整させてもらいたいなと思っておりますが、高藤先生からこういった意見もいただいておりますがというところも含めて、今年度はこの形でいこうと思うんですけども、例えば、できれば外飼いの猫中心というか、できればやってほしいなというような。どこまで条件づけられるかは調整をしていきたいと思いますが、いただいたご意見、ちょっと参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○高藤委員 お願いします。

○貞升座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、先生方。よろしいですか。

それではないようですので、事務局はただいまの検討内容を踏まえまして、今年度の調査をよろしく願いいたします。

それでは、事務局からそのほかの報告事項はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 本日はありがとうございます。そのほかのご報告でございますが、まず令和2年度から令和4年度に実施しました動物取扱業の販売業と展示業の部分のところの動物由来感染症の調査結果につきましては、今年度の健康安全研究センターの研究年報のほうに、令和2年から4年度の3年間分まとめて投稿するということを予定しております。これ、多分またホームページとかに掲載されるようになるかと思っておりますので、またその際にはご報告いたします。

○貞升座長 ありがとうございます。事務局からその他の報告事項でございました。

それでは、ほかにご意見、ご要望等ございますでしょうか。先生方、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは議題は以上となりますので、本日は委員の皆様方から様々なご意見、ご要望が出されました。事務局は本日の意見を参考にして、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。

それでは本日の検討はこれにて終了させていただきまして、進行を事務局にお返しいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。次回の検討会では、本年度の調査結果についてまとめたものなどをご報告させていただきたいと思っております。

今回いただいた様々なご意見、来年度に反映させられるかどうかを検討しながら進めていきたいと考えております。

次回の検討会の開催ですが、来年の2月頃を予定しております。日程につきましては、できるだけ早いうちに調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、少しお時間よりは早いんですけども、ほかに特になければ、これで第1回動物由来感染症検討会のほうを終了とさせていただきたいと思っております。本日は大変お忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございます。引き続きご意見などいただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(午後3時12分 閉会)